平成２４年（フ）第２７号
京都府南丹市園部町小山東町向河原13番地
向河原団地２棟304号
債務者　加藤　美妃
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
新潟県長岡市信濃１丁目３番24号
債務者　柳澤　祥光
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁38番地１
債務者　南口さとみ
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
大阪府藤井寺市小山７丁目1225番地の５
債務者　太田かおり
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２１号
大阪府藤井寺市古室３丁目18番19号
債務者　宮内　勝行
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２５号
大阪府富田林市錦織中１丁目13番12号102
債務者　中谷　幸司
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３７号
大阪府河内長野市昭栄町３番32―305号
債務者　末宮あゆみ（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７４５号
堺市西区神野町３丁５番５号　レジデンスパートⅣ３―A、住民票上の住所大阪府富田林市喜志新家町１丁目２番７号
債務者　田中　明美
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７５１号
大阪府松原市上田３丁目１番23―702号
債務者　大築真由美
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７６０号
堺市南区原山台４丁７番１―104号
債務者　日髙　春子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１５７号
札幌市白石区菊水元町７条２丁目３番20―402号
債務者　松島　弘宜
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８５号
札幌市東区北43条東２丁目４番８号　N43クラブハウスA202号
債務者　中島　沙希
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９７号
札幌市白石区本郷通９丁目南３番27―101号
債務者　高橋　麻矢（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６７号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番10―302号
債務者　堀川亜沙美
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８１号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番25―205号
債務者　田中　由理
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８５号
札幌市豊平区平岸４条７丁目12番10―502号
債務者　吉崎　元栄
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８６号
札幌市白石区北郷８条７丁目２番24号　アーバンハウス北郷205号
債務者　中山　裕介
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部